

名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第55号、令和2年達第14号）

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 特別演習及び特別研究は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 特別実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

（一部改正 平成22年達第40号）

(履修方法)

第4条 前期課程の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 学生は、前期課程に2年以上在学して、専門科目及び特別実習から9単位以上（主科目1単位、副科目8単位以上）、基礎科目2単位以上、特別講義科目3単位以上、特別研究8単位、特別演習8単位、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
 - (2) 学生は、主科目、副科目及び基礎科目の履修方法について、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 後期課程（創薬生命科学専攻）学生は、同課程に3年（優れた研究業績を上げた者にあつては、2年）以上在学して、特別研究8単位、特別演習8単位合計16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 3 後期課程（共同ナノメディシン科学専攻）学生は、同課程に3年（優れた研究業績を上げた者にあつては、2年）以上在学して、専攻基軸科目の必修科目2単位を含む6単位、専門科目・部門共通科目から、専門科目の必修科目8単位を含む20単位以上、合計で26単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、26単位のうち名古屋工業大

学の開講科目の中から 10 単位以上修得することを必須とする

- 4 博士課程学生は、同課程に 4 年（優れた研究業績を上げた者にあつては、3 年）以上在学して、講義科目及び特別実習から（必修科目 4 単位、選択科目 4 単位以上）8 単位以上、特別研究 12 単位、特別演習 10 単位合計 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

（一部改正 平成 20 年達第 44 号、平成 22 年達第 40 号、平成 23 年達第 18 号、平成 24 年達第 21 号、平成 25 年達第 20 号、平成 29 年達第 11 号、平成 30 年達第 20 号）
（長期履修）

第 4 条の 2 長期履修（大学院学則第 11 条の 2 第 1 項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。）を希望する学生は、別に定める申請書を薬学研究科長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の認定は、薬学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。

- 3 前項の規定により認められた長期履修の履修期間の変更を希望する学生は、別に定める申請書を薬学研究科長に提出しなければならない。この場合における長期履修の認定の手続は、前項の規定を準用する。

（一部改正 平成 19 年達第 55 号、平成 27 年達第 47 号）

（単位互換等）

第 4 条の 3 単位互換等本研究科以外で履修した科目及び本研究科で履修した他専攻科目の認定については、別に定めるところにより、教授会の議を経て行う。

（一部改正 平成 20 年達第 44 号、平成 24 年達第 21 号）

（入学前の既修得単位の認定）

第 4 条の 4 前期課程の学生が当該前期課程に入学する前に名古屋市立大学大学院、他の大学院等において履修した授業科目における既修得単位（科目等履修生として修得した単位及び前条の規定により修得した単位を含む。）について、薬学研究科教授会の議を経て、研究科長は 10 単位を超えない範囲で前期課程において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の認定は、第 4 条の 3 の規定により認定することができる単位と合わせて 10 単位を超えることができない。

（一部改正 平成 29 年達第 11 号）

（学部学生の履修）

第 4 条の 5 薬学部生命薬科学科の 4 年次の学生で前期課程への進学を希望するものは、科目等履修生として前期課程の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定に基づき前期課程の授業科目を履修することを希望する者（以下「希望者」という。）は、原則として 3 年次修了までに卒業研究実習を除く卒業所要単位を修得して

いなければならない。

(一部改正 平成 29 年達第 11 号)

(単位の取消)

第 4 条の 6 大学院学則第 27 条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成 23 年達第 1 号、平成 29 年達第 11 号)

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、薬学研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成 27 年達第 47 号)

附 則

(施行期日)

1 この達は、発布の日から施行する。

(名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程の廃止)

2 名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（平成 6 年名古屋市立大学達第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この達の規定は、平成 18 年度以降に入学（転入学及び再入学を除く。）又は進学する学生に係る履修方法について適用し、平成 17 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法については、前項に規定による廃止前の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学した学生に係る履修方法について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める

5 平成 18 年度以降に転入学及び再入学する学生に係る履修方法については、この達の規定にかかわらず、その者が転入学し、又は再入学する際に属する年次の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 19 年公立大学法人名古屋市立大学達第 55 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

(長期履修の手続)

2 長期履修に係る手続は、施行日前に行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程の規定は、平成 19 年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 18 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 4 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則（平成 20 年公立大学法人名古屋市立大学達第 44 号）
 - 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則（平成 21 年公立大学法人名古屋市立大学達第 32 号）
 - 1 この規程は、発布の日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成 21 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成 20 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、平成 20 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
 - 4 平成 21 年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。
附 則（平成 22 年公立大学法人名古屋市立大学達第 40 号）
 - 1 この規程は、発布の日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成 22 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に適用し、平成 21 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程別表(1) 前期課程の表創薬生命科学専攻の部基礎科目の款及び専門科目の款の規定については、平成 21 年度以前に入学した学生にも適用する。この場合において、基礎科目の履修は、共通科目の履修と、専門科目（融合分野を除く。）の履修は、それぞれの専攻における専門科目の履修と、融合分野の授業科目の履修は、連携開講科目の履修とみなす。
 - 4 平成 21 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
 - 5 平成 22 年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 1 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 18 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 23 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 22 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成 22 年度以前に転入学等した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成 23 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 24 年公立大学法人名古屋市立大学達第 21 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 24 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成 24 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 25 年公立大学法人名古屋市立大学達第 20 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 25 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 24 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 25 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 26 年公立大学法人名古屋市立大学達第 14 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 26 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 25 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 25 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 26 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 13 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程別表（1）の規定中、マイクロ RNA ゲノム創薬学特論は平成 26 年度に入学した学生から適用する。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 13 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規

程」という。)の規定は、平成28年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則 (平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成29年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成30年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成30年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 11 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 31 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 30 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成 31 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第 14 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和 2 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

4 令和 2 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第 10 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院薬学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表

(1) 前期課程

専攻	授業科目		授業形態	単位数	備考	
創薬生命科学専攻	基礎科目	創薬生命科学基礎Ⅰ (医薬化学)	講義	1	2単位以上修得。	
		創薬生命科学基礎Ⅱ (生命分子薬学)	講義	1		
		創薬生命科学基礎Ⅲ (医療分子機能薬学)	講義	1		
		創薬生命科学基礎Ⅳ (医療薬学)	講義	1		
	専門科目	医薬化学分野	薬化学特論	講義	1	1 主科目として1単位修得。 2 副科目として8単位以上を修得。 * 同一の履修期間において、履修できる科目数は、原則として5科目以内。 ただし、教授会の許可を得た場合6科目以上の履修可。
			精密有機反応学特論	講義	1	
			薬品合成化学特論	講義	1	
			機能分子構造学特論	講義	1	
		生命分子薬学分野	生体超分子システム解析学特論	講義	1	
			コロイド・高分子物性学特論	講義	1	
			生命分子構造学特論	講義	1	
			分子生物薬学特論	講義	1	
			薬物送達学特論	講義	1	
		医療分子機能薬学分野	薬用資源学特論	講義	1	
			衛生化学特論	講義	1	
			遺伝情報学特論	講義	1	
			細胞分子薬効解析学特論	講義	1	
			病態生化学特論	講義	1	
		医療薬学分野	薬動物態制御学特論	講義	1	
			病態解析学特論	講義	1	
			細胞情報学特論	講義	1	
神経薬理学特論	講義		1			
レギュラトリーサイエンス特論	講義		1			
病院薬剤学特論	講義		1			
臨床薬学特論	講義		1			

	薬工融合分野	医薬品産業特論	講義	1	
		生命倫理特論	講義	1	
		センサーデバイス開発学特論	講義	1	
	学環境安全分野	化学物質と環境	講義	1	
		グリーンケミストリー	講義	1	
科特別講義	創薬生命科学特別講義Ⅰ		講義	2	3単位以上修得。
	創薬生命科学特別講義Ⅱ		講義	2	
	創薬生命科学特別講義Ⅲ		講義	1	
特別実習	インターンシップ		実習	1	選択科目 *専門科目の副科目として単位認定する。
	グローバルプレゼンテーション		実習	1	
特別演習	医薬化学特別演習		演習	8	所属する分野から 8単位修得。
	生命分子薬学特別演習		演習	8	
	医療分子機能薬学特別演習		演習	8	
	医療薬学特別演習		演習	8	
特別研究	医薬化学特別研究		実習	8	所属する分野から 8単位修得。
	生命分子薬学特別研究		実習	8	
	医療分子機能薬学特別研究		実習	8	
	医療薬学特別研究		実習	8	

(一部改正 令和2年達第14号、令和4年達第21号)

(2) 後期課程 (創薬生命科学専攻)

専攻	授業科目		授業形態	単位数	備考
創薬生命科学専攻	特別研究	創薬生命科学特別研究	実習	8	8単位修得。
	特別演習	創薬生命科学特別演習	演習	8	8単位修得。

(一部改正 令和4年達第21号)

(2)の2 後期課程 (共同ナノメディシン科学専攻)

専攻	授業科目		開設校	授業形態	単位数		備考	
					必修	選択		
共同ナノメディシン科学専攻	専攻基軸科目	機能医薬創成学概論 1	名古屋市立大学	講義		1	専攻基軸科目の選択科目から所属部門以外の科目を4単位、専門科目の選択科目から4単位以上、名古屋工業大学の開講科目を10単位以上修得し、合計で26単位以上修得すること。 また、薬工連携特別演習については、名古屋工業大学の開講科目を履修すること。 部門共通科目の相手大学開講科目を2単位以上履修すること。	
		機能医薬創成学概論 2	名古屋工業大学	講義		1		
		薬物送達・動態科学概論 1	名古屋市立大学	講義		1		
		薬物送達・動態科学概論 2	名古屋工業大学	講義		1		
		医薬支援ナノ工学概論 1	名古屋市立大学	講義		1		
		医薬支援ナノ工学概論 2	名古屋工業大学	講義		1		
		薬工連携特別演習	名古屋市立大学 名古屋工業大学	演習	2			
	専門科目	機能医薬創成学部門	次世代医薬品開発学 1	名古屋市立大学	講義			1
			次世代医薬品開発学 2	名古屋市立大学	講義			1
			高精度有機合成化学	名古屋工業大学	講義			2
			機能医薬創成学特別研究 1	名古屋市立大学 名古屋工業大学	実習	2		
			機能医薬創成学特別研究 2		実習	2		
			機能医薬創成学特別研究 3		実習	2		
			機能医薬創成学特別研究 4		実習	2		

達・動態科学部門	製剤設計・薬物送達制御学1	名古屋市立大学	講義		1		
	製剤設計・薬物送達制御学2	名古屋市立大学	講義		1		
	生体関連物質設計学	名古屋工業大学	講義		2		
	薬物送達・動態科学特別研究1	名古屋市立大学 名古屋工業大学	実習	2			
	薬物送達・動態科学特別研究2		実習	2			
	薬物送達・動態科学特別研究3		実習	2			
	薬物送達・動態科学特別研究4		実習	2			
	医薬支援ナノ工学部門	医薬支援ソフトマター物性論1	名古屋市立大学	講義			1
		医薬支援ソフトマター物性論2	名古屋市立大学	講義			1
		マイクロ・ナノバイオメカニクス	名古屋工業大学	講義			2
		医薬支援ナノ工学特別研究1	名古屋市立大学 名古屋工業大学	実習	2		
		医薬支援ナノ工学特別研究2		実習	2		
		医薬支援ナノ工学特別研究3		実習	2		
		医薬支援ナノ工学特別研究4		実習	2		
部門共通科目	センサーデバイス開発学特論	名古屋市立大学	講義		1		
	薬物動態・超分子解析学特論1	名古屋市立大学	講義		1		
	薬物動態・超分子解析学特論2	名古屋市立大学	講義		1		

*部門共通科目のうち、講義科目の配当学年を廃止

遺伝情報発現制御学特論 1	名古屋市立 大 学	講 義		1
遺伝情報発現制御学特論 2	名古屋市立 大 学	講 義		1
先端機能薬理学特論 1	名古屋市立 大 学	講 義		1
先端機能薬理学特論 2	名古屋市立 大 学	講 義		1
触媒ナノテクノロジー特論	名古屋工業 大 学	講 義		2
メディカルナノテクノロジー特論	名古屋工業 大 学	講 義		2
ナノ薬工学材料評価学特論 I	名古屋工業 大 学	講 義		1
ナノ薬工学材料評価学特論 II	名古屋工業 大 学	講 義		1
先進薬科学特論	名古屋工業 大 学	講 義		1
生命倫理特論	名古屋市立 大 学	講 義		1
医薬品産業特論	名古屋市立 大 学	講 義		1
薬工融合特論	名古屋市立 大 学	講 義		1
現代知的財産権特論	名古屋工業 大 学	講 義		1
テクノロジーインター ンシップ	名古屋市立 大 学 名古屋工業 大 学	実 習		2
グローバルプレゼンテ ーション	名古屋市立 大 学 名古屋工業 大 学	実 習		2

(一部改正 平成 20 年達第 44 号、平成 21 年達第 31 号、平成 22 年達第 40 号、平成 23 年達第 18 号、平成 24 年達第 21 号、平成 25 年達第 20 号、平成 26 年達第 14 号、平成 27 年達第 13 号、平成 28 年達第 13 号、平成 29 年達第 11 号、平成 30 年達第 20 号、平成 31 年達第 11 号、令和 4 年達第 21 号)

(3) 博士課程

専攻	授業科目		授業形態	単位数	備考	
医療機能薬学専攻	必修科目	個人差・オーダーメイド医療薬学特論	講義	1	4 単位修得。	
		コミュニティファーマシー特論	講義	1		
		病院臨床薬剤学特論	講義	1		
		医薬品安全性評価学特論	講義	1		
	講義科目	選択科目	漢方薬物治療学特論	講義	1	4 単位以上修得。 ただし、研究科教授会の許可を得た場合他専攻の専門科目からも修得可。
			ストレス応答制御学特論	講義	1	
			分子機能薬理学特論	講義	1	
			分子神経科学特論	講義	1	
			臨床薬物動態学特論	講義	1	
			臨床病態治療学特論	講義	1	
			臨床神経薬理学特論	講義	1	
			生命倫理特論	講義	1	
	医薬品産業特論	講義	1			
	実習 特別	インターンシップ	実習	1	選択科目として単位認定する。	
グローバルプレゼンテーション		実習	1			
特別演習	医療機能薬学特別演習	演習	10	10 単位修得。		
特別研究	医療機能薬学特別研究	実習	12	12 単位修得。		

(一部改正 平成 20 年達第 44 号、平成 21 年達第 31 号、平成 22 年達第 40 号、平成 23 年達第 18 号、平成 24 年達第 21 号、平成 25 年達第 20 号、平成 26 年達第 14 号、平成 27 年達第 13 号、平成 28 年達第 13 号、平成 29 年達第 11 号、平成 30 年達第 20 号、令和 4 年達第 21 号)